

○筑紫女学園大学における研究上の不正行為等への対応に関する規程

平成20年4月1日

規程第5号

最近改正 平成30年5月31日

(目的)

第1条 この規程は、筑紫女学園大学（以下「本学」という。）研究倫理規範（平成20年程第3号。以下「倫理規範」という。）第14条第2項及び「本学」における公的研究費の適正運用に関する規程（平成20年程第1号。以下「公的研究費運用規程」という。）の規定に基づき、本学における研究上の不正行為等に対する申立制度を設けることにより、本学の研究倫理の保持及び向上に努めるとともに、研究倫理に反する行為に対して適切な措置を講じることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究上の不正行為等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 倫理規範第2条に規定する研究者が、同第7条第1項に規定する捏造、改竄又は盗用を行うこと。
- (2) 倫理規範第8条に規定する研究費の取扱いに違反すること。

(研究上の不正行為等に対する申立て)

第3条 本学の教職員、学生、その他本学の規則等に基づいて研究に従事する者（以下「教職員等」という。）が、研究者による研究上の不正行為等を発見したとき、又は研究上の不正行為等があると思料するに至ったときは、別紙様式第1号の申立書により、研究倫理委員長（以下「委員長」という。）に申立てを行うことができる。

- 2 教職員等は、前項の規定による申立てを委員長に対して行うのが適当ではないと判断される合理的な理由がある場合には、委員長以外の委員に対して、申立てを行うことができる。
- 3 前項により申立てを受けた委員は、当該申立てに関して委員長の職務を代行するものとする。
- 4 第1項に定める者以外から、研究上の不正行為等に関する告発が行われた場合は、大学総務部長が、告発者に代わり、申立て等の学内手続きを行うものとする。
- 5 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とす

る合理的理由が示されている場合に限る。)は、前項に準じて取り扱うことができる。

(申立者の氏名の秘匿)

第4条 前条第1項の規定により申立てを行った者(以下「申立者」という。)が、その氏名を申立ての対象となった者(以下「被申立者」という。)に対して開示しないことを希望する場合、委員長は、申立者の氏名を被申立者に対して開示しないものとする。その場合、関係する教職員等は、この規程に規定する研究上の不正行為等の調査等の過程で、申立者の氏名が被申立者に知れることがないように十分配慮しなければならない。

(虚偽の申立ての禁止)

第5条 教職員等は、悪意をもって研究上の不正行為等に関する虚偽の申立てをしてはならない。

(申立ての受理等)

第6条 委員長は、第3条第1項の申立てが行われたときは、速やかに学長に報告するとともに、研究倫理委員会(以下「委員会」という。)による審議に付さなければならない。委員会は、当該申立てについて、申立てから14日以内に受理又は不受理を決定しなければならない。

2 委員会は、申立ての受理又は不受理を決定した場合、当該申立者にその結果を通知するものとする。

3 委員長は、委員会が前項の規定により申立ての受理を決定したときは、教職員等に対し、それらが保有する資料の保全を命ずることができる。

(調査会の設置等)

第7条 委員会は、前条第1項の規定により申立ての受理を決定したときは、研究倫理調査会(以下「調査会」という。)を設置し、速やかに事実関係を調査しなければならない。

2 調査会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について関係機関に報告し、又は協議しなければならない。

3 調査会は、申立て内容について、研究上の不正行為等の有無について認定を行い、研究上の不正行為等があったと認定したときは、当該行為に関わる者の特定、当該行為の範囲の把握等を行う。

4 調査会は、委員長が委嘱した教育職員6名及び事務職員1名並びに本学に属さない第三者(弁護士、公認会計士、研究経験を持つ者等)から、委員長が指名する者7名をもって構成する。

5 前項の委員のうち本学に属さない第三者については、本学及び申立者、被申立者と直接

の利害関係がない者とする。その他の委員は、申立者、被申立者と直接の利害関係がない者とする。

(調査の通知等)

第8条 委員長は、調査会を設置したときは、申立者及び被申立者に対し、調査の開始並びに調査会の構成員の氏名を通知する。

- 2 申立者及び被申立者は、前項の規定により通知を受けた構成員の指名に不服があるときは、前項の通知を受けた日から7日を経過する日までに異議申立書を委員長に提出することができる。
- 3 委員長は、前項の規定による提出を受けたときは、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該申立てに係る構成員を交代させるものとする。
- 4 委員長は、本調査を行うことを決定したときから調査会の結果が開示されるまでの間、被申立人に対して申し立てされた研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

(調査)

第9条 調査会による調査は、第6条第3項の規定により保全された資料若しくは自ら収集した資料を精査し、又は教職員等から事情聴取することにより行う。

- 2 調査会は、調査を開始した日から原則として50日を経過する日までに調査を終了し、その結果を書面にて申立者及び被申立者の開示するものとする。
- 3 被申立者は、前項の規定により開示された調査の結果に不服があるときは、その調査結果が開示された日から10日を経過する日までに不服申立書を調査会に提出することができる。
- 4 調査会は、調査を開始した日から原則として60日を経過する日までに不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての認定根拠等を記載した調査結果報告書(不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況等必要事項含む。)を作成し、委員長に提出しなければならない。
- 5 第3項の規定により被申立者から不服の申立てがあった場合は、その不服申立書を委員長に併せて提出するとともに、関係機関に報告しなければならない。

(不服申立て)

第9条の1 委員長は、前条第5項の不服申立てがあったときは、委員長の判断により調査会に対し、再調査の実施を指示することができるものとする。この場合において、不服申

立ての趣旨が調査会の構成等その公正性に関するものであるときは、委員長の判断により調査会の委員を変更することができるものとする。

- 2 前項の再調査の指示があったときは、調査会は速やかに再調査を行い、その結果を委員長に報告する者とする。
- 3 委員長は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する決定を行い、その結果を被申立者及び調査会に通知する者とする。
- 4 委員長は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査しない旨とその理由を被申立者及び調査会に通知する者とする。
- 5 被申立者は、前2項の決定に対して、再度不服申立てをすることはできない。
- 6 委員長は、不服申立ての却下及び再調査の実施を決定したとき並びに再調査の結果を関係機関に報告するものとする。

(措置案の作成)

第10条 委員会は、前2条の規定に基づき、研究上の不正行為等の有無及び懲戒措置案について審議を行わなければならない。審議の結果、研究上の不正行為等があったと認めた場合、委員長は、その調査の概要等を公表するとともに、研究成果物等の修正勧告等の適切な措置を講ずるものとする。調査結果の公表に当たっては、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。

- 2 委員長は、前第1項の規定による審議において、研究上の不正行為等があったと認められなかったときは、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて被申立者の不利益発生防止のための措置を講ずるものとする。
- 3 委員長は、被申立者が本学の専任教育職員であって、第1項の規定による審議により研究上の不正行為等があったと認められた場合、当該事実を懲戒措置案とともに理事長に報告するものとする。
- 4 委員長は、関係機関に対して、210日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等必要事項をまとめ報告しなければならない。なお、上記の期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を関係機関に提出しなければならない。
- 5 委員長は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、関係機関に報告しなければならない。
- 6 前2項のほか、関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告

及び中間報告を提出しなければならない。

(当事者の保護)

第11条 教職員等は、申立者及び被申立者に不利益を及ぼす行為をしてはならない。

2 教職員等でこの規程に規定する研究上の不正行為等の調査等に当たった者は、申立者が不利益を被ることのないよう最大限配慮しなければならない

(協力義務)

第12条 教職員等は、調査会の調査等に協力しなければならない。

(秘密保持義務)

第13条 教職員等は、この規程に定める研究上の不正行為等の調査等に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、大学総務部が担当する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学執行部会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月18日から施行し、平成28年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

様式第1号

申立日 年 月 日

申 立 書

研究倫理委員長 様

所属  
氏名 印

筑紫女学園大学における研究上の不正行為等への対応に関する規程第3条の規定に基づき、下記のとおり申立てを行います。

1 被申立者の所属・氏名

所属

氏名

2 研究上の不正行為等の具体的な内容と根拠

(捏造、改ざん、盗用／研究費の不適正な使用／研究に関する不当・不公正な扱いの別)

(対象となる研究成果物の特定等、対象となる研究費等、対象となる行為等)

様式第2号

申立日 年 月 日

申 立 書

研究倫理委員長 様

所属  
氏名 印

筑紫女学園大学における研究上の不正行為等への対応に関する規程第9条第3項の規定に基づき、 年 月 日付けで開示のありました調査結果について下記のとおり不服を申し立てます。

1 不服申立に係る箇所

2 不服の理由

様式第 1 号

様式第 2 号